

見積り等により市が決定した単価及び歩掛の公表について (お知らせ)

令和4年9月

長門市企画総務部監理管財課

見積り等により市が決定した機器・資材単価及び歩掛については、予定価格算出根拠の透明性、公正性の観点から、見積り依頼先からの特段の条件がない場合に限り、下記のとおり公表します。

1 公表の対象

本市が発注する、建設工事及び建設コンサルタント業務

2 適用時期

令和4年10月1日以降に入札公告又は、入札通知を行うものから適用します。

3 公表の範囲

(1) 公表するもの

- ①市が見積書を徴し決定した単価（見積り依頼先については、非公表とします。）
- ②市が見積書を徴し決定した歩掛（見積り依頼先については、非公表とします。）
- ③市が見積書を徴し決定した処分費等（見積り依頼先については、非公表とします。）
- ④市が資材価格特別調査を行い決定した単価

(2) 非公表とするもの

- ①見積り依頼先より、見積り単価等の公表について同意が得られていないもの
- ②関連する工事等の発注において、見積り単価等を公表することにより発注の支障となるもの
- ③県単価を使用する工事等において、開示出来る時期が指定されているもの

(3) その他

県が調査を行った産業廃棄物処分費等については、長門市情報公開条例に基づく情報公開請求が行われた場合には、開示の対象とします。

4 公表の方法

- ①見積り単価は、配布図書の単価設定条件書にて概算額を公表します。
- ②見積り歩掛は、施工代価表に数量を表記します。